

# 今日の一問 (やまだ塾)

(2008年5月23日掲載)

No.25	2007年5月の「終末期医療の決定プロセスに関するガイドライン」(厚生労働省)について述べよ。														
解答	<p>・終末期医療のあり方については、1987年以降厚生労働省において検討が重ねられてきたが、国民のコンセンサスは得られていない。</p> <p>・2006年3月に報道された富山県射水市民病院における人工呼吸器取り外し事件を契機として、「尊厳死」のルール化の議論が活発化し、厚生労働省は患者の意思の確認方法や治療内容の決定プロセスに限った「ガイドライン(たたき台)」を公表し、これを基にして2007年1月に検討会が開催され、2007年5月に取りまとめられた。</p> <p>・「終末期医療の決定プロセスに関するガイドライン」のポイント</p> <p>①コンセンサスの得られる範囲に限った、終末期医療の決定プロセスに関して取りまとめられたものである。</p> <p>②主な内容:</p> <p>・適切な情報の提供と説明に基づいて患者が医療従事者と話し合いを行い、患者本人による決定を基本とする。</p> <p>・終末期医療の内容は、医師の独断ではなく、医療・ケアチームによって慎重に判断する。</p> <table border="1" data-bbox="363 1182 1345 1534"> <thead> <tr> <th colspan="4" data-bbox="363 1182 1345 1234">終末期医療・ケアの方針決定プロセス (やまだ塾作成)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="363 1234 587 1339">患者の意思確認可</td> <td data-bbox="587 1234 874 1339">患者の意思決定を基本とし、医療・ケアチームで検討</td> <td data-bbox="874 1234 1118 1339">医療・ケアチームで病態等のため決定が困難な場合</td> <td data-bbox="1118 1234 1345 1339">・多専門職で構成される</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1339 587 1534">患者の意思確認不可</td> <td data-bbox="587 1339 874 1534">・患者の意思が推定できる場合は尊重 ・患者の意思が推定できない場合は家族と十分に話し合う等</td> <td data-bbox="874 1339 1118 1534">家族の中で意見がまとまらない場合等</td> <td data-bbox="1118 1339 1345 1534">「委員会」で治療方針等の検討・助言を行い、方針決定</td> </tr> </tbody> </table>			終末期医療・ケアの方針決定プロセス (やまだ塾作成)				患者の意思確認可	患者の意思決定を基本とし、医療・ケアチームで検討	医療・ケアチームで病態等のため決定が困難な場合	・多専門職で構成される	患者の意思確認不可	・患者の意思が推定できる場合は尊重 ・患者の意思が推定できない場合は家族と十分に話し合う等	家族の中で意見がまとまらない場合等	「委員会」で治療方針等の検討・助言を行い、方針決定
終末期医療・ケアの方針決定プロセス (やまだ塾作成)															
患者の意思確認可	患者の意思決定を基本とし、医療・ケアチームで検討	医療・ケアチームで病態等のため決定が困難な場合	・多専門職で構成される												
患者の意思確認不可	・患者の意思が推定できる場合は尊重 ・患者の意思が推定できない場合は家族と十分に話し合う等	家族の中で意見がまとまらない場合等	「委員会」で治療方針等の検討・助言を行い、方針決定												

<http://www.yamadajuku.com/>

やまだ塾

Copyright(C) 2008 Shunsaku Yamada. All rights reserved.